# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

#### 平成28年7月号 vol.21



今年の九州の梅雨。前半は空梅雨でしたが、後半は雨の毎日が続いています。 私はこんな雨の中、走るのが大好きです。雨の日は、走っていると自然と一体になれ る感じがして、聞こえてくるのは雨の音とピチャピチャという自分の走る足音だけ。集中 力も高まります。

とはいっても不快な梅雨はあまり好きではありません。7月1日から5日まで、昨年に引 き続き梅雨のない北海道に行ってきます。今回は、釧路・十勝を中心とした旅行。早朝 5時出発の釧路湿原散策ツアーが楽しみです。

## 走る税理士"が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



ご自身の戸籍を遡ってみたことはあるでしょうか?おそらく「戸籍謄本」は取り寄せたことがあ るという方が多いと思います。

私たち税理士は相続税のお仕事をいただいたときに、亡くなった方の戸籍を取得するという ことが多いのですが、親族の方たちが把握されていない事実に直面することも...

#### "戸籍には、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」があります"

ご自身の戸籍を遡ってみたいという場合、通常はご両親の本籍地で戸籍を取得します。これが「戸籍謄本」になります。 既に、ご両親が他界されており、子供も結婚されて新たに戸籍を作っている場合は、もうその戸籍には誰も残っていないので、 これが「除籍謄本」と呼ばれています。

問題はその前の戸籍、通常は「改製原戸籍」になりますが、ここにこれまで知らなかった事実が隠されていることがあります。 現行の戸籍はコンピューター化されて各自治体に保管されていますが、それ以前は役所の方が手書きで戸籍を作成していまし た。この新様式に改製される前の戸籍が「改製原戸籍」です。

そして、新様式に改製される際に「改製原戸籍」の内容が全て新様式に移されてはいないということがポイントです。例えば、お 父さまが過去に離婚歴があり、前妻に子供がいたケース。新様式に改製される前に、離婚により前妻、子供ともに除籍していた ら、改製後の「戸籍謄本」にはその事実は記載されておりません。

これが相続の際に判明したら、これまで存在すら知らなかった相続人がもう一人...なんていうことになりかねません。

#### 「今月の本の紹介」

「自分の時間」1日24時間でどう生きるか (アーノルド・ベネット 著・ 三笠書房)

本書は、誰にでも平等に与えられた1日24時間という「時

間」ついて書かれた実用書です。 開業して以来、時間の使い方についてはあれこれ工夫をし ながらの2年ではありましたが、本書を読んで、非常に参考に なったことが、"1日を2日で分けて考えてみよう"という発想。 仕事の1日ともう一つの1日。

1日を1日だけと考えると1日が仕事で消耗して終わってしま う。さらに、もう1日生きてみる意識。これを実践していくこと で、すごく得した気分で毎日を過ごしています。

### 「旬のレシピ」

<u>\_\_\_\_\_</u> <ナスとベーコンのおかか和え>

- ・ナスを縦に1/4カット
- ・ベーコンを半分の長さにカット
- ①フライハ°ンにオリーフ、オイルをひき、ナスを重ならないように並べ 両面を焼く。
- ②①のフライパンの空いている部分で、ベーコンをカリカリに焼く。
- ③ナスの上にベーコンをのせ、油を浸み込ませながら かつお節をかける。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所